

指定居宅介護支援事業者
指定介護予防支援事業者
各位

額田郡幸田町長職務代理者職員 近藤 学



軽度者に対する指定（介護予防）福祉用具貸与費の例外給付について（通知）

日ごろは幸田町介護保険事業に格別のご理解及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月 1 日から指定居宅介護支援事業者の指定権限が町に移譲されたことに伴い、従来の軽度者（介護予防）福祉用具貸与の利用手続きにおける報告書又は申請書の提出を、別紙のとおり判断書の作成又は確認書の提出に改め、実地指導等においてその例外給付の算定の可否を確認することと変更しましたので、ご承知おきください。

また、（介護予防）福祉用具貸与については、平成 30 年 10 月から、厚生労働省のホームページに商品ごとに全国貸与平均価格が公表され、貸与価格に上限設定が設けられるなど制度改正がありました。適正な（介護予防）福祉用具貸与のサービスとなりますようケアマネジメントにおけるご配慮をお願いします。

幸田町 健康福祉部 福祉課

介護保険グループ

電話 0564-62-1111

内線 156

別紙

- 1 基本調査の結果を用い、その要否を判断する場合（表1）

町への書類の提出は不要となります。各事業所において「介護保険指定（介護予防）福祉用具貸与費例外給付該当判断書」を作成し、関係資料とともに保管してください。実地指導等において確認します。
- 2 該当する基本調査結果がないため、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者が判断する場合（表1のア（二）又はオ（三）のみ）

町への書類の提出は不要となります。各事業所において「介護保険指定（介護予防）福祉用具貸与費例外給付該当判断書」を作成し、関係資料とともに保管してください。実地指導等において確認します。
- 3 1で算定不能であり、「医師の医学的な所見」と「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」の2つにより判断し、町が書面等確実な方法により確認した場合
町に「介護保険指定（介護予防）福祉用具貸与費例外給付確認書」を提出し、必ず幸田町確認欄に確認がある書類の写しの交付を受け、各事業所において添付資料とともに保管してください。実地指導等において確認します。
- 4 1から3までの判断の見直しについては、利用者の状態像の変化により随時行われることが適切であります。少なくとも認定有効期間が変更した場合（認定更新申請又は区分変更申請の認定結果（却下を除く。）が出た場合）には見直しを行うものとします。
- 5 新たな種目の（介護予防）福祉用具貸与が必要になった場合には、1から3までに従い必要なサービス記録を整備保管してください。
- 6 例外給付を有効と認めるのは事業所ごとの単位とします。居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所が変わった場合には、新たに1から3までに従い必要なサービス記録を整備保管してください。
- 7 平成30年5月14日までに例外給付が必要と判断されている者について、改めて1から3までに従い手続きを取り直す必要はありませんが、平成30年5月15日以降に4に従い見直しを行う場合には、1から3までに従い必要なサービス記録を整備保管してください。
- 8 実地指導等の際に必要なサービス記録の整備保管が確認できない場合（7の場合を除く）や判断に過誤又は不正がある場合には、保険給付の返還を求めることがありますので、適切に例外給付の手続きを行ってください。

軽度者（介護予防）福祉用具貸与費 例外給付算定可否判断 フロー図

軽度者（要支援1、要支援2及び要介護1（「自動排泄処理装置」にあつては要介護2及び要介護3を含む。))であつて、表1の対象外種目のいずれかが必要と判断されますか？

↓ はい

表1の基本調査の結果に該当しますか？

↙ はい

例外給付の対象となります。
町への提出書類はありません。
「例外給付該当判断書」を作成し事業所において、認定調査票の写しとともに保管してください。

↘ いいえ

対象外種目が車いす及び車いす附属品であつて、表1のア（二）に該当しますか？
または
対象外種目が移動用リフトであつて、表1のオ（三）に該当しますか？

↙ はい

例外給付の対象となります。
町への提出書類はありません。
「例外給付該当判断書」を作成し事業所において、医師の医学的な所見のわかる書類及びサービス担当者会議の経緯を記載した書類とともに保管してください。

↓ いいえ

「例外給付確認書」の算定可否の判断基準（i・ii・iii）のいずれかに該当しますか？

↙ はい

例外給付の対象となります。
町への提出書類があります。
「例外給付確認書」を作成し、医師の医学的な所見のわかる書類及びサービス担当者会議の経緯を記載した書類とともに町に提出し、幸田町確認欄に確認を受けて、その写しを添付資料とともに保管してください。原則として確認日から例外給付の算定を行うことができます。

↓ いいえ

例外給付が必要な状態像と判断できないため、指定（介護予防）福祉用具貸与費を算定できません。

↔

暫定ケアプランの場合
全額自己負担のリスクを説明し、軽度者の場合は、認定日から30日以内に町へ書類を提出してください。

